



Title	中国南方集体林における所有形態と経営方式の歴史的変遷：湖南省の事例を中心にして
Author(s)	羅, 攀柱; 篠原, 武夫; 譚, 益民
Citation	琉球大学農学部学術報告 = The Science Bulletin of the Faculty of Agriculture. University of the Ryukyus(50): 109-115
Issue Date	2003-12-01
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/3602
Rights	

中国南方集体林における所有形態と経営方式の歴史的変遷 —— 湖南省の事例を中心にして ——

羅攀柱*・篠原武夫**・譚益民***

Panzhu LUO*, Takeo SHINOHARA** and Yimin TAN***

Historical Changes of the possession and management method of Collective Forest in Southern China —— A Case Study on the Hunan ——

キーワード：南方集体林、山林の所有権、山林の経営権、林業経営の意欲、森林資源の保護と破壊

Key words : collective forest in southern, ownership of a forestry, management right of a forest, forestry management incentive, protection and destruction of forest resources

Summary

In recent years, the ownership state and management pattern of the collective forest in the southern China have been experiencing a dramatic reform, which focuses on the unification and separation of the forest's ownership and management right between the collective and farmers. After the forest ownership and management right have been delivered to the farmer, and with the management at a moderate scale, the policy more definitized and stabilized, the farmer's forest management incentive is inspired and thus, forestry has been developed. However, the past indefinite ownership and management right of collectivization hindered the incentive of the farmer, and the immoderate and unlicensed deforestation was widespread, which resulted in the serious forest resources destruction. Consequently, the forest destruction harmed the foundational base for forestry development.

1 はじめに

1980年代に本格化した経済改革開放によって、中国南方集体林における所有形態と経営方式は、改革開放前の単一集団所有、集団経営から、多種類所有、多種類経営へと変わっている。経済改革開放後の南方集体林における所有形態と経営方式について中国の内、外ではさまざまな議論があるが、「林業の特性によって小規模的農家経営は制限される

ところが多い」、「農民個人の林業経営を共同に導くことが望ましいことである」⁽¹⁾という規模経営の立場が主流である。規模経営は林業経営の重要な手段の1つであるが、中国建国前の不平等な私有制下で、建国後の公有制の下での高級合作社、人民公社の大規模経営の下で規模経営を実現したが、林業は発展しなかった。そこで規模経営が有効に機能するためには何が必要であったのか、歴史から反省し、従来の農民の林業経営慣習を尊重しながら、これを解明することが肝要である。

本論文では中国建国前、建国後の経済改革開放まで及び経済改革開放以後の3段階に分け、農民の林業経営意欲を引き出すことを重視する視点から中国重点集体林区の1つである湖南省の事例を中心に、その所有形態と経営方式の変革のプロセスを研究対象とし、そして各段階における所有形態と経営方式の変革による林業発展を促進又は阻害する要因を解明することが目的である。さらに湖南省及び各県政府関係部門、中国林業経済研究における資料や論文の検討、及び湖南省実地調査に基づいて問題点を明らかにする。

2 南方集体林における所有形態と経営

1) 中華人民共和国建国前(1949年まで)

近代中国では長期の封建統制と後の半植民地、半封建社会の国家のため、山林の大部分は大地主、大領主、大官僚山主等の大規模山林所有者が所有していた。その大部分は

*鹿児島大学大学院連合農学研究科(琉球大学)・**琉球大学農学部生物生産学科・***中国湖南省中南林学院(大学)
琉球大学農学部学術報告 50:109~115(2003)

交通の要所に集中し大規模であった。農家林家等の小規模山林所有者も存在したが、林業経営の資金と生産設備等を高利子と高賃賃料で大地主、大領主、大官僚山主から賃借し、経済面、政治面においては彼らに従属しているという関係にあった^②。これ以外の山林としては公有林と国有林があった。1942年の湖南省の山林総面積^②は1,067万haであり、国营林場はその中に8つあり、その面積は4,700haで、全省山林総面積の0.44%にすぎなかった。公有林は5,800haで国有林よりやや多いが、0.55%にすぎず、99%以上が私有林であった。

さらに、この私有林の構造を見ると、表で示すように湖南省靖州県大堡子郷では総人口のわずかに10.4%を占める地主、富農が郷全体山林の62.7%を所有し、1人当りの山林面積は1,087aであるが、総人口の70%に相当する貧農は郷全体山林面積の11%を所有するにすぎず、1人当りの山林面積は28.4aである。また同省江永県城下郷、零陵県桐梓坪郷^②は殆どこのような傾向であった。

この時期の南方集体林区における公有林と私有林の経営方式は湖南省各県を例にすれば以下の通りである^③。

(1) 大規模山林所有者の経営方式

①小作経営。地主は山地を2~3年間小作農(貧農)に貸し付ける。農家は種子代やその他の費用は自己負担し、雑穀を植え付ける。とれた雑穀は農民所有となるが、雑穀収穫後の2~3年間、地主が苗木等を提供し農家が造林する。また農家は成林後も森林を保護しなければならず、立木は地主所有となる。

②雇用経営。これは地主と富農は林業経営の各種作業が農民(貧農)を日当または出来高制で雇用することである。湖南省会同県疎溪口郷では、農民1日当たり林地の地拵えの賃金は地主から茶碗2杯(約2kg)の米の現物支給であった。

③契約分収造林・成林保護。地主と富農は農民と造林、成林保護の契約をし、そして山地と苗木を無償で提供し、農民生活の食糧は造林木千株につき約50kgの初を利子付きで農民に貸し付ける。農民が地拵し、造林、保育まで担当し、途中(普通3年間)林地の間で雑穀を植え付け、その収益は農民の所有となる。林は成林から収穫までの間、双方が共同管理し、収益は半分ずつ地主と農家に配分される。しかし、農民が途中でやめるなら、その収益は全部地主の

所有となる。

④「青山買取」経営。小規模山林所有者(中農、貧農等)が資金不足で、林業生産の長期性に耐えられない場合、大山林所有者(大地主、大領主、大官僚)が若齢林の地上権のみを買取り、伐期まで管理し、立木を伐採した後、林地を小規模山林所有者に返還する。

(2) 小規模山林所有者の経営方式

林業は生産期間が長く、作業の季節性があり、また短期間に大量の労働力の投入を必要とする。加えて多額の資金を要するため、協同合作造林がよく見られる。その主な経営方式は次の3つである。

①完全な家族経営。これは家族の労働力が多く、雇用労働力を必要せず家族の労働力で完全に林業経営に対応できるものである。

②家族を中心とするが、農林繁期にお互いに対等の労働交換による林業経営である。これは主に田畑が少なく山林が多い林家と、田畑が多く山林がない農家の間で行われるものである。

③合作造林。これは比較的山林経営面積の大規模農家間(中農等)で行われる。次の2種類の形態がある。(i)協同で山地を賃借りして造林する。労働力を株とし、労働力に応じて仕事を分配し、収益は地租を差し引いてから株によって配分する。(ii)小規模山林所有者は所有林地を株に換算し協同で造林し、収益は株によって配分する。

(3) 村有林経営

これは1村所有または数村共同所有の山林(公有林)をまとめ、村民が経営管理者を選任し、労働力を出し合い、共同造林、成林を保護することである。収益は村民共同所有となり、その多くは教育、慈善等の公益事業に使う。

(4) 林業合作社経営

これはだいたい村を一団として山林所有者、所有していない農家を組織し、山林の集団共同所有で、林業の共同経営を図ることである。1912年辛亥革命以来現れていたが、内戦のため、積極的に推進することができなかった。

以上の各種経営方式のうち、大規模山林所有者の経営方式では雇用経営と契約分収造林・成林保護が多く、小規模山林所有者では協同合作造林が多かった。これら三者経営が南方集体林区森林面積の大半を占めていた。

表 土地改革前後の湖南省靖州県大堡子郷における山林所有者各階層の山林所有状況

単位: 単位: a, %

	戸数		人数		山林面積		面積の割合		1人当たり面積	
	実数	割合	実数	割合	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後
地主	9	4.7	39	5.3	44,733	2,280	33.5	1.7	1,147	58.5
富農	11	5.7	38	5.1	38,933	37,867	29.2	28.4	1,025	996.5
中農	36	18.6	144	19.5	34,007	34,800	25.5	26.1	236.2	241.7
貧農	137	71.0	517	70.1	14,667	58,400	11.0	43.8	28.4	113
公有林					1,007		0.8			
合計	193	100.0	738	100.0	133,347	133,347	100.0	100.0	179.3	257.9

注: ①靖州県誌編集委員会『靖州県林業誌』1993年版75~76頁より作成。

②土地改革前は1943年、土地改革後は1953年のデータである。

2) 中華人民共和国建国から経済改革開放まで(1949~1978年)

(1) 土地改革前後

1949年、中華人民共和国が誕生した。1950年6月30日、中央人民政府は『中華人民共和国土地改革法』を發布し土地改革を行った。その基本的内容は、大官僚、大地主の土地を無償没収し、土地のないまたは少ない農民に分配するというものであった。山林の処置について法令の第16条では、「没収と徴収した山林、茶園、アブラギリ山、桑畑、竹林、果樹園、荒地及び他の土地は適当な比例で普通の土地に換算して統一分配する」と定められている。

要するに、山林の改革政策の要旨として大地主、大官僚地主の山林を無償没収し、地主、富農と中農の山林を無償没収または有償徴収し、そして大規模の山林等を国家所有に、小面積の山林等を農家に分配し、旧来の郷、村有林、小作に出していない私有林と農家(中農等)の所有する小規模私有林は原則としてその所有が不変であるとされていた。

土地改革の結果、国、公有林が増加した。1955年湖南省66県の国、公有林の調査(不完全統計)によると²⁾、全省の国、公有林面積は48万haで、全省山林総面積1,397万haの3.4%を占め、建国初期の全省の国、公有林面積の103倍となっている。その中で、公有林は主に橋会、路会、茶会と渡し舟会⁴⁾等の公益事業林である。また土地のないまたは少ない農民には山林が均等に分配された。表で示すように湖南省靖州県大堡子郷では農民が平均的に所有する山林は土地改革前の28.4aから改革後には113aとなって4.7倍に増えた。土地改革以後、湖南省政府は農家林家に山林所有証明書を発行し、山林の自由経営、賃貸と売買等を認めた。従ってこの時期の農民所有の森林は私有林であった。

農民は自分の土地で森林地租と高利子を免除され、収益が大幅に増え、林業経営意欲がいっそう高まった。1952年の湖南省造林面積²⁾は1950年と比べて4倍以上に伸びた。

しかし、土地改革による山林の分配には大きな問題があった。当時各地政府は、山林の農民に対する重要性について認識不足のため、山林の確定が田畑より粗雑であり、林地の境界線が明確でなかった。それに山林を「農家の家の近くに応じて分配する」と、山林の「分等分類の平均分配」(樹木、樹種の良さを組み合わせて均等に配分する)という原則に従うことは、農民従来の小面積で集中林業経営慣習を乱し、山林の境界地区を二重に分配するとか、または分配する時に山を指差して境界線を決める等もあり、山林の所有権をめぐる紛争もしばしば起き、山林の乱伐と盗伐が顕在化した。1952年湖南省²⁾には大きな山林の乱伐と盗伐が93回あり、不法伐採された立木が380万本もあった。とくに、同省会同県²⁾では山林の分配政策の解釈がはっきりせず、準備が不十分で、役人の考えがまちまちであったことから、山林の分配後の紛争が頻発した。1952年まで同県では、省と省、県と県、郷と郷の間の山林所有権を巡る大きな紛争は68回、参与人数が8,020人に及び、乱伐、盗伐した林木が7.7万m³であった。

1953年、中央政府は「従来の慣習と現実の情況に則って分

配すべし」の指示を出し、各地方はこの指示に従って山林所有権、境界線を整理整頓し、乱伐、盗伐が抑えられていたが、多くの紛争が根本的に解決されないまま残っていた。

(2) 農村の社会主義的改造期

1952年から全国では社会主義的改造が行われ、農村における社会主義改造は3段階に分けられ、農業互助合作組から、農業初級合作社へそして農業高級合作社へと進んだ。

①農業互助合作組。私有林業の社会主義的改造については、中央政府は林業の特性を考慮して、1952年頃からまず歴史を参酌して、従来の農繁期の互助合作組を復活し、農民がよく理解した上で、また新たな通年の互助合作組を組織した。従来から互助合作慣習があったので、林業の合作化運動も早く展開した。互助合作組段階では山林は農民個人所有、個人経営であるが、労働力・農具・役畜等はお互いに利用できる。しかし、互助合作組の規模は一般に3~5戸で小さすぎるため、林業生産にあまり役立たず、早くから初級合作社へ移行した。

②農業初級合作社。社会主義初級合作社の段階では、林業においては以下の2段階で行った。1952年6月の第1段階では南方私有林区に相次いで林業を専業とする林業合作社が作られ、1953年からの第2段階では林業経営を農業合作社の統一経営に加入させた。

第1段階で設立された林業合作社は農業、牧畜業、漁業と副業⁵⁾等の多角経営ができないため、各地では林業合作社を農業生産合作社に加入させ、農林生産合作社(農林牧副漁等)を作り、山村の総合発展の道を歩んだ。この農業初級合作社がほぼ自然村落を単位として設立され、山林は農民個人所有であるが、労働力・農具・役畜等を共同所有にし、経営は合作社が担当した。収入は労働に見合って労働点数(ノルマ)をつけ、労働点数、出資金と山林を株として比例的に配当する。この農業初級合作社は順調に進行した。

③農業高級合作社。1956年からは早くも農業初級合作社は農業高級合作社へ強制的または半強制的に移行させられた。農業高級合作社はほぼ数村落から十数村落を単位として設立され、屋敷林を除いて、農民が所有する立木を価額に換算して山林を有償徴収し高級合作社の所有となった。しかし、立木を価額に換算する時、成熟林価額の評価が低下せしめられるとか、交通不便の辺鄙な山林の評価がただ立木の伐採費用を計算し、元の所有者の経営費用を認めず、また立木の価額を計算せずは無償で高級合作社に強制加入させられることがしばしばあり、自己要望と利益を共同享受する原則に違反し農民の利益はかなり損なわれた。また一部のところでは農民の自留山、零細な特用経済林山、薪炭林山に対する制限が極端に多すぎたため、森林の盗伐や育林放棄の事態がやまなかった。湖南省衡山県白沙郷²⁾の農民は自分の立木価額の評価が低下せしめられすぎたと思い、数日間に乱伐、盗伐した立木が3,000本に及んだ。一部分の農民は高級合作社からの退社を求め、あるいは高級合作社を認めないということになった。

このような中で、湖南省政府は「林木を合作社に加入す

る遺留問題の処理に関する指示について」を發布し、林木所有権を整理し、規模過大と経営不振の合作社を整理した。あるところでは、立木の評価を見直し、農家の自留山を画定し、自留山の樹木の所有権を明確にし、農民の入社後の自家用材、薪炭材等の問題を解決し、不平不満はある程度緩和された。

(3) 「大躍進」と人民公社化

1958年の「大躍進」と「共産風」の影響で、農村では社会主義高級合作社から人民公社への移行が急ピッチに行われた。この段階では山林のみでなく、農民個人所有の自留山も屋敷林もすべて人民公社の集団所有となった。国营(有)林場を設立する時、農民自ら山林を寄付するとか、農家が所有する山林と集団所有の山林は国有林に無償編入されている。当時湖南省126個の国营林場の総面積⁽²⁾は57.7万haであり、農民からの寄付が8%を、集団所有山林を国有林に編入したのが4%を占めていた。新しく設立した国有林場は殆どが集団所有山林からなる。「大躍進」の期間、伐採した木材の山林価格は全部または大部分が県あるいは人民公社に納められ、山林所有者への納入がないかまたは極めて少なかった。林業経営は「大軍団作戦」で行い、過度伐採のため、森林資源に大きな破壊と浪費をもたらし、農民の林業経営の意欲が失われた。

ところが、「大躍進」が挫折し、人民公社が形骸化した。1960年11月、中央政府は国の経済に対して「調整、強固、充実、向上」の方針を建て、1961年まで農村経済は人民公社、生産大隊を基本所有単位ならびに基本採算単位としようとした。しかし、国民経済の調整政策に伴い、1962年から生産手段は高級合作社時代の各所有者に戻り、生産隊を基本所有と基本採算単位にすることに止まった。農村では人民公社、生産大隊、生産隊を三級所有とし、生産隊を基本採算単位とする新しい集団所有制が作られた。しかし、基本採算単位としての生産隊では労働成果は認められず、しかも、その収入の一部を生産大隊、人民公社に無償納入しなければならなかったため、農民の農林業経営の意欲は奪われた。

それに応じて、1961年中央政府は「立木所有権の確定、森林保護と林業発展に関する若干の政策規定(草案)」を公布し、再び山林の所有権、境界線を確定した。山林の一部は国有から集団所有に返還され、従来農民の慣習と要望に従って農民に一定数量の薪炭林山、荒山を自留山として画定した。このような経済の整理整頓を経て、湖南省の国有林⁽²⁾は「大躍進」時期の150.3万haから1963年には73.9万haに減り、調整前の49.2%に縮小し、集団所有に返還された国有林は76.4万haで、調整前の50.8%を占めた。とくに、一部の国营林場は解散し、その山林の全部または殆どが集団に返還された。また集団と集団の間、集団と個人の間でも調整が行われた。林業を中心とする少数林業重点県以外の大部分の県では山林所有権が生産隊に移行され、人民公社、生産大隊と生産隊の「三級所有で、生産隊を基本所有と基本採算単位に」が実行された。

1963年に「社会主義教育運動」が行われ、集体林間の山

林所有権の遺留問題は解決され、以前に生産隊から人民公社、生産大隊に無償納入され、設立された社隊林場の山林は生産隊所有に変わった。湖南全省の社隊林場⁽²⁾は1958年の5,940個から1,940個に、所有面積は191万haから80万haに減少した。各地方では社隊林場は生産隊と統合して林業専業経営から農、林、牧畜、副、漁業等の総合経営に変わった。ここで特に指摘したいのは、急ピッチに展開された人民公社化運動では「大軍団作戦」による大面積皆伐が森林資源及び森林生態に大きな破壊を与えたものの、この時期に作られた社隊林場は今日までの集体林に良い基盤を築き上げたのである。現在湖南省いたるところでは、その時期に造林されている広葉杉人工林がよく見られる。

(4) 「文化大革命」期

1960年代中期から「文化大革命」が始まり、各政府機関は殆ど機能しなかったため、国民経済は麻痺状態となり崩壊の縁に陥った。林業においては生産隊と農民個人の山林所有権は侵害され、人民公社、生産大隊が生産隊の山林を任意に伐採し、しかも、山林価格が支払われないこともあった。人民公社、生産大隊は生産隊の土地で造林しても生産隊に対して何の補償もしない。農民が個人所有する自留山と屋敷林は「資本主義の尻尾」として無償回収され、全部集団所有にされているところもあった。湖南省竜山県⁽²⁾の農民は自留山と屋敷周囲の漆木が集団に収められた後、漆木を切るとか、過度に漆を取るとかで、生漆の生産高は年々下落した。一部のところでは、無政府状態となって社隊林場は国营林場と山林所有権を争い、強要盗伐がしばしば生じ、森林資源は再び大きく破壊された。そこで湖南省の森林蓄積⁽²⁾は1960年の2億8,000万m³から1968年には1億8,000万m³に下がっている。

この時期の林業経営方式は全て社隊林場の経営と集団生産隊の統一経営であった。社隊林場は人民公社、生産大隊を単位として設立され、林業を専業としての集団経営の組織であり、集団生産隊は生産大隊、生産隊を単位として林業を農業の構成部分とする集団経営の組織であった。

3) 経済改革開放後(1978年以後)

1978年12月、中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議で決議された「中共中央の経済体制改革に関する決定」では、中国の社会経済体制は社会主義の公有制を基礎とする計画的商品経済であると指摘され、中国は経済改革開放の道を歩み始めた。農村では農業各戸請負制を行い、農民の積極性が喚起され、農業生産が大幅に伸びた。

林業改革は農業改革より少し遅れている。1980年に国务院は「強力に植樹造林の加速に関する指示」を公布し、これまでの人民公社体制下の生産の停滞、及び農家の林業生産意欲の低下を打開するために、農業各戸請負制を手本として林業でも採用し、林業各戸請負制が導入された。

1981年3月、中共政府は「森林保護、林業発展に関する若干の問題についての決定」を發布し、建国以来山林所有権は安定せず、林業政策は変化が多かった状況を是正し、

社会多方面の力にたよって森林・林業を振興し、集体林業にも多種多様な経営方式を実行するために、「山林所有権の安定」、「自留山の画定」と「林業生産責任制の確定」という「三定政策」を打ち出した。湖南省では1981年から「三定政策」を試行し、1985年までに全省面積1,253万haの71.3%に当たる山林は請負経営となっている。

この改革によって山林の経営自主権を獲得している農民は林業経営の意欲がある程度引き出され、とくに林業技術を持つ林業経営有能者は集団所有と個人に請負わせる山林を請負い、大規模の造林を行い、一部の地方では集団所有林地において一時的に造林の増加等が見られた。1985年まで湖南省の有能な個人請負造林者は8.9万人に達し、請負面積は51.7万haとなっている。1985年の1年間の請負造林面積は8.3万haで、同年全省の造林面積の25%を占め、省内98県（市）の中で26県は主に個人請負の造林で行われた。

1984年、政府は集体林業の改革を深化するために、自留山と林業生産責任制によって集団所有山林を殆んど農民に分割して請負わせる責任山を拡大し、多くの地方では自留山、責任山と荒山が全部責任山に移行された。しかし、責任山の拡大に伴い、さらに1985年に木材価格が市場化され、前より3~5倍に暴騰した。一方、農民は政府の林業政策の変化を心配し、山林がまた集団に回収されることを心配し、自分の山林を乱伐し、また他人、集団所有、国有または自然保護区の林木を盗伐した。農民の木材の伐採意欲は造林の意欲を上回って、森林資源は大きな破壊がもたらされた。1986年の湖南省の壮齡林、成熟林、過熟林を合わせた森林蓄積^②は各戸請負制実行前の1997年に比べて35.22% (2,684万m³)を減少した。このように農民は安定的な林業経営基盤を失い、経営がおろそかになるかまたは放棄状態となった。

1987年に中国共産党第13期全体会議が開かれ、中国経済は「社会主義初級段階」であると指摘され、経済環境整備と経済秩序を整理しながら、改革の深化に乗り出した。このような中で同年6月、政府は「南方集体林区の森林資源管理を強め、乱伐・盗伐を断固制止する指示について」を發布した。同規定では今後、集団所有山林を個人に請負わせることを禁じ、個人に請負わせる山林は郷、村、組を一円として責任者（組織又は個人等）で統一保護し、集体林業には農民を多種類の連合造林、連合伐採に誘導し、林業生産責任制を強化・拡充させると定められた。

1998年春から「社会主義市場経済体制」の確立が改革の目標であることが明確にされ、国有、集団所有の生産手段は株式あるいは個人所有に転換する所有制の多様化、現代企業制度の確立をさらに加速し、脱国有化、私有化（民営化）を目指している。

この時期の南方集体林における主な経営方式は以下の通りである。

(1) 個人経営

個人経営には概ね2つの類型がある。

①「林業重点戸」と「林業專業戸」経営。前者は個人請負または個人出来高請負制等により、林業生産過程の一部

又は全部を請負い、林業を中心とする兼業経営であり、後者は個人請負または個人出来高請負制による林業專業経営である。利益の配分方法について、前者では集団所有林地を個人に請負わせ、うっ閉後、立木は集団所有となり、請負者は契約によって請負収入をもらう。後者では前者と同じように、集団所有林地を個人に請負わせるが、主伐になったらその木材の収入を契約によって比例配分する。

「林業重点戸」と「林業專業戸」経営は下記の家族経営より一定の林業生産技能と経験を持ち、請負った林地面積が多く、製品の品質がよくて商品率が高く、また雇用の殆どない家族経営に対して時には少量の雇用はしている。

②家族経営。この経営方式は責任山と荒山等を長期間（普通30年間）各農家の合法人口によって請負わせ、また相続可能であり、農業と兼業することである。林地は集団所有であるが、立木は農家所有となる。造林から木材伐採、販売までの全経営過程は家族を中心として行う。

(2) 林業專業有能者の大面積請負経営

この経営方式は林地が集団所有制の下で林業経営の技術と経験を持つ有能者が労働者を雇って造林し、若・壮齡林の保育、間伐、主伐と森林保護等のような林業生産過程の一部分または林業全経営過程を郷、村、農家から請負って行う分収造林である。1981年湖南省靖州県の2人の林業專業有能者はムー（1ムーは約0.067ha）当たり50元の賃金で郷、村から広葉杉の造林を請負い、規定によって3年後の樹木の活着率が85~90%、平均樹高が1.5~2.0mに達しなければならない。請負者は公的機関等による規定に基づく活着率、平均樹高等の検査を受け、造林地の保護も請負っている。

(3) 郷村林場経営

郷村林場とは郷、村が集団所有している山林をいい、主なものは人民公社時代の社隊林場であり、殆んどは郷、村政府が直営するものであり、他の1つは1980年代から国、集団と農家の山林が郷、村に賃貸されたものである。ともに專業的生産組織に委託され国营並みの企業管理を実行している。経済改革開放によって事業経営は、個人またはグループによる郷、村林場または郷、村政府との請負経営（林業生産過程の一部または全部）が多くなっている。1998年まで湖南省の郷、村林場数は2万1,542と全省区で最多であるが、1林場の平均経営面積は67haと零細なので、直営といいながら専門生産組織に委託せざるを得ない。また森林面積は約144万haで省全体森林面積1,210万haの11.9%を占め、蓄積は5,790万m³で省全体2億749万m³の20.8%を占める。

(4) 持合株式合作経営

この経営方式は各農家に請負わせている林木を価額に換算し、その価額を株として出資し、郷、村、組を単位として設立され、「株式合作林場」等と呼ばれている。具体的な林業生産活動は農家や專業隊・組等によって統一的に行い、収入の一部分は立地条件、林分の状況と農家の能力に応じて出来高請負に連係して労働株とし、また山林等の株に合わせて配当する。1999年10月まで湖南省重点林区の懐心地

区ではこのような株式合作林場は1,134個あり、有林地面積は46.67万haに達し、地区有林地面積146万haに対し32%を占める。

(5) 国営

これは国営林場が技術、資金、経営管理の面で優れていることを利用し、集団所有山林を国営林場に経営管理を委託したり、分収造林を実行したりするものである。湖南省国営金洞林場⁷⁾は近くの6郷、1鎮を代理管理している。代理管理の面積は2.87万haで、その中で林業用地面積は2.36万haである。国営林場の面積を含めた総面積5.53万haの金洞林区が形成され、この地域の林業及び経済が活性化されている。

(6) 各種類型の連合作業経営

これは国家、集団、個人ならびに会社等と集体林との連合作業経営である。一般的に前者は資金または技術を賄い、後者は林地、資源と労働力を提供し、各自の優れている点を發揮して平等に利益を享受し地域と業種の制限を打破する連合作業経営である。この連作方式は下記のようにいくつかある。

① 林業專業合作経営。これは各戸農家が自己要望によって、経営管理において統一と分離の特性を持つ林業專業経営組織であり、「合作林場」と呼ばれる。この合作社に加入している農家に請負わせている林木の所有権、債権は各自所有し、民主的な方法で管理委員会を設置する。事業経営において合作林場は統一企画をし、統一資金を賄い、統一生産物資を買取り、統一林産品を売買し、統一経営技術を提供するが、農家は各自で造林し成林を保護する。合作林場は総利益から一定比例で管理費を徴収するが、残りは全部各農家で取得する。湖南省懷化地区では1999年10月までにこのような合作経営方式は全地区有林地面積146万haの2.1%を占める。

② 造林、森林保護の連合作業経営。これは国家、集団、個人と会社等が資金を提供し、郷、村は行政管理を担当し、村、組は林地を提供して林場を作り、労働力を雇い造林する。また專業隊を組んで森林を保護する分収造林である。

③ 資金の連合作業経営。これは主に木材を原料とする製紙、合板工場等の木材加工企業と木材流通会社が自己の原材料を確保するために行う集体林との連合作業経営である。主な経営種類の1つは集団所有の山林の使用権を購買または賃借して造林するものであり、そしてもう1つは集団または農家が林地と労働力を提供し、会社が資金を賄い、集体林または農家との分収造林である。湖南省合板工場と岳陽製紙工場は洞庭湖地域でポプラ林のパルプ材基地を作っている。

④ 技術の連合作業経営。これは大学、研究所等が集体林に林業経営技術を提供し収益を比例配分する連合作業経営である。湖南省にある中南林学院大学の「馬尾松研究センター」は湖南、福建、広西省等の集体林区に馬尾松総合利用技術を提供し、その受益者から利益を得る。

経済改革開放から今日まで湖南省では、家族経営及びそれを基盤とする株式合作経営を含む各種経営の連合型経営、郷村林場経営を主体とする経営方式が形成されている。

以上の各種経営方式（郷村林場の中で請負制を実施していないものを除く）は全て山林の所有権と経営権の分離によって、林業経営意欲をある程度引き出してきている。また各経営方式が南方集体林区の各地の異なる事情（自然、社会、経済、森林資源状況、農民の林業経営の慣習と心理的要因）と、林業経営の各生産、流通過程に対してメリットがあり、それぞれに適しているし、林業の発展に伴って改善され、そして変化してきていることは中国林業経済研究界に評価される⁸⁾。しかしながら、建国後山林の所有権と経営権を巡る政策は屢々変化があったため、農民の政府の政策に対する信頼感がまだ回復されていない今日では、農民の林業経営意欲はまだ完全に發揮されていない。また「社会主義市場経済体制」において山地は依然として集団所有となり、農民の林業経営意欲は限界があると考えられる。

3 まとめ

近代中国南方集体林における所有形態と経営方式には4つの大きな変革があった。第1は建国後の土地改革より大地主、大領主、大官僚山主の私有林地を土地のないまたは少ない農民に分配し、山林の所有権と経営権が農民にあった。第2は初級合作社時期で、合作経済が進んで、山林所有権が農民にあるが、経営権が農業合作社に委託された。第3は高級合作社と人民公社時期で、極めて少ない自留山の林木を農民が所有・経営し、殆どの山林が集団所有、集団経営となった。第4は経済改革開放によって、山地の所有権は依然として集団所有であるが、山地の経営権や、林木の所有権と経営権が農民に委ねられた。変革の焦点になったのは山林の所有権と経営権を巡り、集団と農民の間で統一と分離がなされたということである。さらに、その所有形態と経営方式の変遷を見ると、山林の所有権と経営権が農家に委ねられ、明確・安定化され、適切な経営規模になると、農民の林業経営の意欲が高まり、林業は発展していた。だが、その所有権と経営権が集団化により不明確になると、農民の林業経営の意欲が損なわれ、山林の乱伐、盗伐が横行し、森林資源の破壊につながり、根本的に林業発展の基盤が揺り動かされている。

注及び引用文献

- (1) 呉鉄雄 1999 「中国南部林区における林業生産構造に関する研究」『宇都宮大学農学部演習林報告』（第35号）、50頁
- (2) 湖南省誌編集委員会 1987 『湖南省誌 農林水篇・林業』 湖南省人民出版社、197～203頁
- (3) 張建国 1984 『中国林業経済問題』 福建林学院、115頁
- (4) 橋会、路会、茶会、渡し舟会とは橋、道路等の造成・整備、日常飲むお茶の生産、渡し舟の維持等地域公益事業の資金や木材等を賄う任意団体である
- (5) 副業は当時、建築、工業、サービス業等を指している
- (6) 湖南省林業庁 1993 『湖南省林業年鑑 1986—1991年』、

- 58頁
- (7) 陳詩嫻 1987『林業經濟と企業管理』中南林学院、126
頁
- (8) 李克亮ら 1987『林業經營形式』經濟科学出版社、55
～109頁